

二本松市 大規模盛土造成地マップ Q & A

Q1. 大規模盛土造成地とは何ですか。

A1. 宅地造成を行う場合、盛土や切土を組み合わせる行う場合が多いです。国土交通省のガイドラインでは、谷や沢を埋めた面積3,000㎡以上の盛土（谷埋め型大規模盛土造成地）、高さ5m以上かつ勾配が20°以上の盛土（腹付け型大規模盛土造成地）を、大規模盛土造成地として定義しています。

Q2. なぜ、このマップを作成したのですか。

A2. 東日本大震災など、過去の大規模地震では、全国の盛土造成地において滑动崩落（地震等に伴って盛土全体又は大部分が動いたり、崩れたりすること）の被害が発生したところもありました。国ではこのような被害を未然に防ぐため、平成18年からガイドラインを定め、全国で大規模盛土造成地の調査を行っています。

二本松市では国の補助金を受け、令和元年度からこのガイドラインに沿って調査を行っています。住民の皆様が大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただき、皆様の防災意識を高めていただくために、市内における大規模盛土造成地の分布図を公表しています。

なお、このマップは大規模盛土造成地の危険度を示したものではありません。

Q3. 大規模盛土造成地マップはどのようにして作成したのですか。

A3. 最新の地形図と、造成前の地形図・空中写真を用意して造成前の標高を取得してコンピュータで計算し、最新の地形図の標高が造成前の標高より高い場所が盛土造成地と言えます。この盛土造成地のうち、国土交通省のガイドラインで定められた規模を持つものを、大規模盛土造成地としてマップに掲載しています。

Q4. もっと詳細なマップは公表しないのですか。

A4. マップを作成するために使用した古い地形図等は精度が高くなく、誤差が含まれますので、マップに掲載した大規模盛土造成地の位置はおおよその位置を示したものです。個々の宅地まで特定するものではありません。

【宅地耐震化に関するホームページ】

●宅地防災／国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>

●我が家の擁壁チェックシート／国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/crd/web/jogen/pdf/check.pdf>

●我が家の宅地安全マニュアル／国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

Q5. 自分の家が盛土造成地の中に入っていますが、何か特別なことをしなければなりませんか。

A5. 盛土造成地であっても、造成時・建築時に特別な手続きや条件はありません。しかし、擁壁やのり面に亀裂があったり、雨も降っていないのに、いつも水が出ているといった現象がないか、日頃から点検するように心掛けていただきたいと考えています。国土交通省のウェブサイトから「わが家の宅地安全マニュアル」がダウンロードできますので、参考にしてください。（右下「宅地耐震化に関するホームページ」参照）

Q6. 大規模盛土造成地は、土地や建物の売買に対して何か制約がありますか。

A6. 特別な手続きが必要になることはありません。宅地建物取引業法による重要事項説明書への記載は不要です。宅地開発や建築を行う場合でも大規模盛土造成地であることによる規制はなく、特別な手続きは不要です。

Q7. 大規模盛土造成地は危険ということですか。今後何か調査を行うのですか。

A7. マップに示されている箇所が、必ずしも危険というわけではありません。今後も盛土造成地の規模や構造、変状の有無など継続して調査を行う場合もあります。調査を行う際には関係する住民の皆様にあらかじめお知らせいたします。

Q8. 大規模盛土造成地の擁壁に亀裂が入っているが、どのような対策をすればよいですか。

A8. 擁壁やのり面に大きな亀裂が入っていたり、水が流出していたりなど、おかしいと感じた場合は、専門家や、市役所都市計画課までご相談ください。

用語解説

のり面：造成工事により形成された傾斜地

擁壁：高低差がある地盤を支える壁（鉄筋コンクリート造のように直立した形状のもの、間知ブロック積のように傾斜にもたれた形状のものがある）

変状：のり面や擁壁にひび割れ、陥没、ずれ、ふくらみ、変形、崩落等の異常があること。

【問合せ先】

二本松市建設部都市計画課

〒964-8601 二本松市金色403番地1

電話：0243-55-5128 FAX：0243-23-1197

URL：<https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/>